

法務大臣の承認に係る職務経験要件について

1. 現行制度

- 法務大臣の承認には、外国弁護士となる資格取得後、**資格取得国又は第三国における3年以上の職務経験**が必要（外弁法第10条第1項第1号）。
- 弁護士又は外国法事務弁護士に対して、資格取得国の法律に関する知識に基づいて行った**日本国内における労務提供期間は1年を限度として算入可**（外弁法第10条第2項）。

2. 制度趣旨

- 日本の外国法事務弁護士制度は、外国における弁護士資格を有する者に対して、試験又は選考を経ることなく、その資格に基づいて承認を与え、国内において外国法に関して弁護士と同様の活動をすることを認める制度である。そこで、**依頼者保護の観点から**、申請者が良質な法的サービスを提供し得る資質・能力を有し、倫理的にも外国の弁護士として欠けるところがなかったことを、一定の実務経験によって担保するもの。

参照条文

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

- 第十条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下「承認申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。
- 一 外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後三年以上資格取得国において外国弁護士として職務を行つた経験（資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。）を有すること。
 - 二・三 （略）
- 2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に雇用され、かつ、当該弁護士、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、通算して一年を限度として資格取得国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。